

2021年10月28日

令和三年度司法書士試験口述試験会場で配布された文章への当社見解について

先日実施された令和三年度司法書士試験の口述試験会場（東京会場）前にて、所属不明の人物より受験者に対し、「最新情報のご提供」という書面が配布されました。

当該書面の要旨としまして、次の内容が記載されています。

- ① 人材紹介会社は司法書士の紹介にあたり、高額な紹介料を受け取ること
- ② エスクローエージェントジャパン社（以下、EAJと言う。）への「システム利用料」の支払いが、懲戒処分になるリスクを含むこと
- ③ 当社とEAJとの業務提携の事実を紐付け、当社の利用及び当社の主催する合同説明会へ参加し、就職の斡旋を受けることが、懲戒処分のリスクになりうること

上記の内容は、一部客観的事実を踏まえつつも、誤った記載が多く、全体を通して読むことで重大な誤解を与え、不当に当社を貶めるような構成がされています。

先の配布物に対しての、当社の見解を以下に記載します。

① 紹介料について

厚生労働省の許認可を受ける有料職業紹介事業（通称人材紹介業）とは、職業安定法によって定められた業種であり、求職者を就職先に斡旋し、その報酬として就職先組織より年収の数十%の手数料を受け取るビジネスモデルです。

当然ながら当社は、この許認可を取得し、法令を遵守しつつ業務を営んでおります。

先の配布物には、採用会社の支払う手数料が高額であることに加え、「採用会社が支払う120万円は、労働者の労働力で回収されていくことが一般的です」と記載がありますが、これはこうした採用費用の負担を、労働者自身が強いられるという誤解を与えかねない表現です。

こうした採用費用を労働者自身に負担させることは違法であり、当社、および当社の紹介する紹介先組織が、労働者に負担を強いるということはありません。

また、当社の人材紹介プランにおける成功報酬は、求職者の年収の30%で通常ご提案していることに間違いはありませんが、人材紹介業の手数料設定としては一般的なものであり、他業界のエンジニアや建設業など、当社と同様に労働需要が高かつ専門職を相手にする業界の相場に比べると安価な設定とも言えます。

② EAJとの提携について

EAJと当社との業務提携は、EAJの専門家支援事業の一環として協力要請を受けたことで、特に地方における、当社と取引がなく、採用にお困りの司法書士事務所への支援を目的として締結したもの

です。

当社の既存クライアント様の中に、EAJ との取引がある法人・事務所がどれだけあるかは、お互いの秘密保持契約に則って当社は把握していません。

③ 懲戒処分リスクについて

東京司法書士会および東京司法書士連合会（以下、両会と言う。）が EAJ に対し、「司法書士による『システム利用料』の支払いについて（お知らせ）」と題する通知（東司総発第 246 号）を行なっていることは当社も把握しているところです。

また、それに対し、EAJ もホームページにて見解を述べており、その見解に対しての両会からの回答もあったことから、本件については、双方での話し合いがなされていることと認識しております。

こうした話し合いが続いているところにも関わらず、先の配布物では一方的に「懲戒処分になるリスクがあります」と、あたかも、就職者自身が懲戒処分のリスクを負うかのように記載しております。しかし、これから就職する司法書士が、本件に関し懲戒処分を受けるということはおよそ考えられません。（当社顧問弁護士の見解でもあります。）

また、当該書面では、当社が主催する合同説明会において、EAJ 提携の司法書士法人が複数参加すると記載することによって、当社運営の合同説明会に参加することが、求職者に対し懲戒処分になるリスクがあることを暗に示唆しています。

これは不当な言いがかりであり、当社としては「**当社主催の合同説明会に求職者が参加し、就職活動を行うことは、懲戒処分となるリスクを含むものではない。**」と断固抗議いたします。

そして、こうした一方的な見解で求職者に対し誤った判断基準を与え、求職者の応募先候補を恣意的に操作しようとする行為は、憲法で保障されている「職業選択の自由」に反する行為となりうるものと考えます。

以上が当社の見解となります。

当該書面は、その多くの内容が虚偽または一方的な見解の押し付けであり、全体を通して不当に当社を貶める構成となっています。これは、当社に対する偽計業務妨害に該当しうる行為であるため、刑事告訴も視野に入れながら、当日配布していた人物の調査、当日配布していた人物と接触していた別の配布者に事情を確認し、本件の調査を進めてまいります。

株式会社 WILLCO 代表取締役 土屋佳大